

柏崎市既設電気柵更新事業補助金

交付金を活用し、設置した電気柵の更新費用を補助します

設置した電気柵について、その設置から8年（法定耐用年数）以上を経過し、かつ、使用することができなくなったものを新たに更新する経費について補助を行います。

補助対象経費に制限等がありますので、電気柵の更新を検討している方は、お早めにご相談ください。

（申請・決定前に行った電気柵の整備費用は対象になりませんので、ご注意ください。）

<p>補助対象者</p>	<p>過去に鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して電気柵を設置した農業者団体等又は、更新しようとする電気柵を管理している人等 ※市税の滞納のない方</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>更新する電気柵の資材購入に要する経費 （対象物品は、裏面「別表」参照） ※消費税及び地方消費税を除きます。</p>
<p>補助率・限度額</p>	<p>次のうちいずれか低い方の金額 1. 当該事業に要する経費の3/4 2. 補助対象年度における鳥獣被害防止総合対策交付金の電気柵上限単価（直営施行で資材費のみの定額交付の場合）×3/4</p>
<p>申請方法</p>	<p>補助金交付申請書に以下の書類を添えて提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・確約書 ・柏崎市既設電気柵更新事業補助金申請耕作者・農地面積一覧 ・見積書の写し ・防護柵設置箇所の位置図 ・鳥獣被害防止総合対策交付金に基づく電気柵実績調書 ・その他市長が必要と認める書類

- ・上記は令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日までに実施する方が対象です。
- ・暴力団及び暴力団と密接な関係を有する方は、ご利用できません。
- ・予算に達し次第、補助を終了します。

お問い合わせは、農政課有害鳥獣対策係へ ☎0257-21-2295

対象物品

種 目	補助事業の対象とする電気柵の仕様
(1) 電気柵本体機	<p>次の全てを満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電気用品安全法の適用を受ける電気柵用電源装置 ② 乾電池又は附属するソーラーパネルによる発電・充電が行われるものであること。 ③ 防雨設計で屋外設置が可能なこと。 ④ 取扱説明書・保証書を附属し、メーカー保証が2年以上あること。 ⑤ 耐用年数が8年以上であること。 ⑥ 本体機バッテリーが収納できること。 ⑦ 既設のものと同程度の仕様であること。
(2) 電気柵本体機用設置杭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵本体機が簡易に設置可能で、屋外設置に対し本体機と同等の耐用年数が見込めること。
(3) 電気柵本体機周辺機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)の電気柵本体機に対応するもの
(4) 電気柵ワイヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①～③の全てを満たすもの ① メッキ銅線入り又はステンレス線 ② (1)の電気柵本体機に対応したもの ③ 繰り返し設置・撤収が可能なもの
(5) ポール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材質はFRP製又はグラスファイバー製のもの ・ 柔軟性があり、絶縁性があるもの ・ 長さ900mm以上とし、直径10mm以上のもの ※クリップが不要な支柱も可とする。
(6) クリップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ (5)のポールに対応したもの ・ 金属製で通電性のあるもの ・ 非固定式で高さ調整が可能なもの
(7) 危険表示版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本電気さく協議会公認危険表示板と同等以上の仕様のもの
(8) 埋設線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2重絶縁のもの